

1. 会合名	引受けに関するワーキング・グループ（第 69 回）
2. 日 時	平成 26 年 11 月 28 日（金） 10:30～11:30
3. 議 案	1. 自主規制規則の見直しに関する検討結果等について 2. その他
4. 主な内容	<p>1. 自主規制規則の見直しに関する検討結果等について</p> <p>○ 株券等の募集の引受け時の資金使途の確認及び公表において、M&amp;Aを資金使途とする場合の現行規則の見直し</p> <p>前回の本ワーキング・グループにおける議論の結果を受け、事務局にて作成した当該見直し提案に対する検討結果の取りまとめ案について、事務局より説明が行われた。なお、当該見直し提案については、M&amp;Aは他の資金使途と比べて実現の不確実性が高いことから、代替使途の公表を求める必要があるために当該規定が導入された点及び昨今のエクイティファイナンスを巡る議論において、投資家に対する、より詳細な説明が求められていることから、規則の見直しは行わないこととされた。</p> <p>また、資金使途をM&amp;Aとする場合のM&amp;Aの実現時期（原則として1年）の考え方及びIPOとPOにおける資金使途の考え方について、規則制定時の議論等を踏まえた認識についての意見交換が行われ、改めて各社において当時の議論に基づき、現在においても実務における運用が行われている旨の確認が行われた。</p> <p><b>【主な意見】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の本ワーキング・グループの議論において、M&amp;Aの代替使途の公表に係る規定を削除することは難しいとの意見が挙がっていたが、充当期限を原則1年以内とする規定を削除することについては検討の余地があるのではないか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 充当期限については、期限が1年とされていることで、資金使途が不透明なファイナンスを抑止する一定の効果があり、また、「原則として」とあるように、個別案件の実情によって多少のアローワンスが認められているものと考えられる。それゆえ、現状の実務に影響がないのであれば、改正の必要はないと思われる。</li> <li>→ そもそも、2年先のM&amp;Aを使途としたファイナンスのニーズがあるか疑問であり、また、現行規則において、ファイナンスのローンチでは1年以内のM&amp;Aへの充当を求めつつ、ローンチ後の個別事案の合理的な理由を以て柔軟な対応が可能であるため、改正の必要はないだろう。</li> <li>→ 当社においては、キャピタルマーケット部門としては、期限が緩和された方がよいという意見はあるものの、引受審査部門としては、当該規定は死守すべきとの強い意見が挙げられている。</li> <li>→ 資金使途をM&amp;Aとした時の運用としては、どうしても1年で完結しないものもあるが、現行の規定でも、合理的な理由があるものであれば、許容されるものと考えられる。</li> </ul> </li> <li>・ IPOとPOにおける資金使途の考え方については、平成19年2月22日付で公表された「会員における引受審査のあり方・MSCBの取扱いのあり方等について－会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ最終報告－「会員における引受審査のあり方等に関するワーキング・グループ」第一次報告書（平成18年9月20日付け公表）の内容」（資料1参照）（1）⑦において、IPOの場合の調達する資金の使途のところで、「上場基準への適合のため未予定額が発生する場合には、その充当方針や変更可能性について（略）の開示も合わせて行うことが適当であると考えられる。」ということが記載されており、現在においても、当該考え方にに基づき、各社において実務が</li> </ul>

	<p>行われているのではないか。</p> <p>→ POの場合の引受審査項目については、引受規則第17条において、調達する資金の用途及び「その効果」とされており、IPOの場合には、その効果までは規定されていないことから、IPOとPOには、当時から一定の考え方の差があるものとして整理している。</p> <p>→ IPOについては、上場後の流動性確保の観点から未予定額が発生する場合においても同様の認識である。</p> <p>2. その他 特になし</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
5. その他	<p>特になし</p> <p>※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。</p>
6. 本件に関する問合せ先	<p>自主規制本部 エクイティ市場部 (03-3667-8647)</p>